

認定要件と必要書類

1) 認定（保育認定）とは

お子さんの年齢と保育の必要性等により、その区分を認定します。

- 保育認定（2号認定）・・・要件：3歳以上で 2) 3) の要件を満たすこと
- 保育認定（3号認定）・・・要件：3歳未満で 2) 3) の要件を満たすこと

2) 保育認定の要件

本市に住所を有し、かつ、保護者（父母とも）が下表のいずれかに該当すること。

保護者の状況	保育の必要量の認定区分	認定の有効期間
1. 就労している ひと月に、64時間以上労働している	保育標準時間 又は 保育短時間	・3歳未満児：3歳の誕生日の前々日まで ・3歳以上児：卒園まで
2. 妊娠中又は出産後間もない	保育標準時間	分娩（予定）日を基準として産前8週（多胎妊娠の場合は14週）の日の属する月の初日から、産後8週の日属する月の末日まで
3. 疾病または心身に障害がある	保育標準時間	・3歳未満児：3歳の誕生日の前々日まで ・3歳以上児：卒園まで
4. 親族を常時介護又は看護している ひと月に、64時間以上介護又は看護している	保育標準時間 又は 保育短時間	診断書は医師の記載日から半年後の月の末日まで（期限の記載があるものはその日の属する月の月末まで）
5. 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている	保育標準時間	
6. 求職活動（起業の準備を含む）中である	保育短時間	入所後3か月間
7. 学校に通っている、職業訓練を受けている ひと月において、64時間以上就学している	保育標準時間 又は 保育短時間	就学期間終了日の属する月の末日まで

※ その他、社会的養護の観点などからお子さんの保育が必要と認められる場合は、保育認定をすることがあります。

3) 利用時間の認定の要件（保育の必要量の認定区分）

保護者の就労時間などにより、保育の必要量が2つに区分されます。施設の開所・閉所時間、保育の必要量の区分ごとの利用時間は、施設ごとに設定されています。

『別紙（久留米市認可保育所・認可幼稚園・認定こども園等一覧）』を参照してください。

保育の必要量の区分	保護者の要件（就労等の時間）	最大利用時間
保育標準時間	原則 月 120 時間以上	11 時間／日
保育短時間	原則 月 64 時間以上 120 時間未満	8 時間／日

※ お子さんの保護者が複数いる場合は、就労時間等の短い方の状況で区分します。

※ 保育標準時間の認定要件を満たしていても、保育短時間認定を希望する場合は保育短時間認定を受けることができます。

※ 認定された利用時間以外で、施設が「延長保育」を実施している場合は、施設に別に料金を支払って延長保育を利用することができます。

※ 就労時間等が120時間未満であっても、施設が設定する保育短時間認定に係る利用時間帯を超えて施設を利用せざるを得ない場合は、お申し出ください。

4) 必要書類等 (①～②をご確認ください)

※各書類は、提出日の直近3ヶ月以内に作成(証明および発行)されたものを有効とします。

① 必須書類等

下記の内容を確認のうえ、□にチェックして必要な書類を準備してください。

なお、書類提出の際には面接を行いますので、お子さんと一緒にお越しください。

必要書類等	備考	チェック欄
認定申請書 (施設利用申請書)	入所希望する お子さん1人につき1枚 必要です。 14～15ページの記入例を参照のうえご記入ください。	<input type="checkbox"/>
保育が必要なことを証明する書類 詳しくは下記の表(※)をご覧ください。	保護者全員分(父1枚・母1枚)必要です。 保護者の方であっても、単身赴任等で住民票を移し、同居していない方については、不要です。 2人以上同時申込の場合は、世帯で1部ご提出ください。	<input type="checkbox"/>
保育所等の入所申込に関する 重要事項確認書	内容を確認(チェック欄に✓)のうえ、署名してください。 2人以上同時申込の場合は、世帯で1部ご提出ください。 内容は本書の10～11ページでも確認できます。	<input type="checkbox"/>
健康調査票	入所希望する お子さん1人につき1枚 必要です。	<input type="checkbox"/>
親子(母子)健康手帳	お子さんの面接の際に確認させていただきます。	<input type="checkbox"/>

※保育が必要なことを証明する書類

申請書の理由欄の分類	保護者等の状況	必要書類 ※太字は市指定の様式があるもの	チェック欄	
			父	母
就労	被雇用者 自営業 農業 内職	<ul style="list-style-type: none"> ・就労証明書〈証明日が3か月以内の日付のもの〉 ※就労予定の方は、就労開始後に再度就労証明書の提出が必要です。 ※育休中の方も、就労証明書を提出してください。 ※受付期限(締切日)が提出締切となります。 ※保護者1人につき1枚の就労証明書を提出してください。 ※入所予定日時点の就労状況がわかるものを提出してください。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
出産	妊娠中・出産後 間もない	<ul style="list-style-type: none"> ・診断書または親子(母子)健康手帳 (出産予定日のわかるもの) 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
病気	病気療養中	<ul style="list-style-type: none"> ・診断書または障害者手帳など 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
介護	親族の介護・ 看護	<ul style="list-style-type: none"> ・看護・介護申立書 ・看護・介護される人の 身体障害者手帳(1～3級)、療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、 介護保険証(要介護2～5)、診断書 いずれかをご提出ください。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
災害復旧	災害復旧の活動中	<ul style="list-style-type: none"> ・申立書、^{さい}り災証明書 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
求職	求職活動中	<ul style="list-style-type: none"> ・求職中申立書 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
就学	就学している又は 職業訓練を受けている	<ul style="list-style-type: none"> ・就学証明書 ※自動車学校、通信教育、技能取得のための自主学習等は除きます。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>